

## 京都府関係課との意見交換会

日 時 平成30年8月3日(金) 午前9時50分～午前11時20分  
場 所 ルビノ京都堀川 会議室 「松」

出席者 (敬称略)

京都府

建設交通部 指導検査課 担当課長

同 営繕課 課長

同 営繕課 担当課長

同 営繕課 副課長

同 住宅課 副課長

教育庁 管理部 管理課 副課長

林 龍夫

関口 眞

増田 武司

大継 明

廣瀬 孔

平野 良幸

一般社団法人京都電業協会

会 長 小野 昭

副会長 木下 博之、小滝 寛

常任理事 山科 隆雄、進藤 久和

山本 利廣、小野 俊輔

専務理事 小林 章一

理 事 植田 司郎、佐伯 祐左

高崎 二郎、堀 智章

松本 芳弘

事務局 齋藤 順

(司会者 一般社団法人京都電業協会 常任理事 山科 隆雄)

1. 京都電業協会挨拶 会長 小野 昭
2. 京都府挨拶 建設交通部 営繕課長 関口 眞
3. 京都電業協会からの質問・要望事項

(1) ご発注に関する事項について

(協会から)

- ① 景気の変動に関わらず、一定数の発注を維持して頂き、発注時期についても偏りのないようお願いしたい。
- ② 今年度および次年度以降の主な電気設備工事の発注予定をお聞かせ願いたい。

(京都府から)

- ① 発注の際、出来る限り分離発注、適切な工区割りを検討するなど、工事発注量の確保に努めている。
- ② 主な発注予定については次の通り。

[営繕課関係]

- 舞鶴港第2ふ頭(倉庫→国際船舶向け旅客ターミナルへの改装)
- 園部総合庁舎(非常用発電機更新)
- 府庁西側施設(高圧機器・蓄電池更新)
- 宇治総合庁舎(高圧機器・ケーブル更新)

- けいはんなオープンイノベーションセンター(照明設備改修工事) 等
- 〔住宅課関係〕

- 電気容量改修…下津屋団地
- 水回り改善工事に伴う電気設備改修…北後藤団地
- (平成31年度以降)芥子谷団地第2期工事 ※詳細は調整中

〔教育庁(高等学校・支援学校)関係〕

- 特別支援学校(井手町) …新設(平成30年度第4四半期頃 公告予定)
- 峰山高校(弥栄分校)…既存棟改修、新棟建築

## (2) 地元業者の育成について

(協会から)

- ① 電気設備工事の分離発注、並びに地元中小企業への発注を今後とも継続頂きたい。また、大規模工事においても、地元中小企業によるJV手法の採用や工事の細分化、分離発注等により、参入機会を最大限確保して頂きたい。
- ② 企業数・技術者数が減少していく中、技術継承の観点から1社でも多くの企業が施工の機会を得られるよう、施工実績要件の緩和をお願いしたい。
- ③ 電気Ⅱ等級・Ⅲ等級が参加可能な工事案件の数を増やして頂きたい。

(京都府から)

- ① 公契約大綱により、原則として府内本店企業へ発注することと定めており、今後もWTO対象案件や特殊工事を除き府内発注に努めていく。また、府発注工事の下請負についても府内企業への発注を促している。
  - ② 施工実績要件は、大規模工事や特殊技術を要する工事の場合に求めている。
  - ③ 予定価格1000万円未満の工事では、原則として土木事務所管轄地域内の企業を優先した指名競争入札の実施により、電気Ⅱ等級企業の入札参加機会が確保されるよう配慮している。
- なお、予定価格1000万円以上の工事については電気Ⅰ等級に限定している。

## (3) 発注の公正性について

(協会から)

- ① 「予定価格、最低制限価格」の事後公表への移行が進んでいるが、現状および今後の方針についてお聞かせ願いたい。
- ② より多くの企業が受注機会を得られるよう、受注機会の均等化につながる施策をお願いしたい。

(京都府から)

- ① 設備工事においては、予定価格4,500万円以上の工事を事後公表の対象としている。現在、土木工事Ⅱ等級で基準価格の引下げを試行しているが、入札時の負担等の課題を分析しながら試行を続けていきたい。

- ② 分離、分割発注等を通じて、発注件数を確保していきたい。

(4) 低入札対策について

(協会から)

- ① 最低制限価格制度を適用する工事の対象を拡大して頂きたい。  
(低入札価格調査適用基準額 現行1億円からの引上げ)
- ② 低入札価格調査対象工事については失格基準価格を設けて頂きたい。

(京都府から)

- ① 現在、予定価格1億円以下の工事では最低制限価格制度を、1億円を超える工事では低入札価格調査制度を運用している。最低制限価格、低入札価格調査適用基準について他県の制度等を研究した結果、現時点では最低制限価格の適用範囲の引上げは困難と考えている。
- ③ 失格基準の設定は現時点では困難と考えている。なお、平成30年7月より、総合評価方式の評価点計算方法を改定している。調査基準価格を下回る入札を行なった者の評価点を減算する計算式を採用した他、入札参加申請時に「低入札価格調査の意向確認欄」を設けることで、ダンピング防止効果を見込んでいる。

(5) 総合評価方式の普及に向けた要望について

(協会から)

- ① 総合評価方式一般競争入札の今後の方針についてお聞かせ願いたい。
- ② 他県・政令市等で、技術者資格や工事实績等の一部項目を年度当初に「事前評価」している事例がある。総合評価方式普及の観点から試行をお願いしたい。

(京都府から)

- ① 現在、全業種年間1000件のうち約20%で総合評価方式入札を実施しており、参加者の負担軽減の観点から「簡易型(地域活性型)」の活用を進めながら実施していく。総合評価方式については、建設業界によって賛否が分かれていると聞いているが、評価方法や評価項目について引続き考えていきたい。
- ② 総合評価方式の一部項目の事前審査を実施している自治体の数は多くないと聞いている。京都府では事前審査を実施する計画は無いが、働き方改革と関連させながら研究していきたいのでご了承願いたい。

(6) 技術者の育成に対する評価について

(協会から)

- ① 技術者の継続教育(CPD)を、入札参加資格審査の審査項目にご採用頂く等の方法により、発注者から建設業界に対して「CPDを通じた技術力向上の重要性」を啓発して頂きたい。

中小企業では自力で学習機会を確保する時間的・金銭的余裕がない。当協会で

は「電気技術者に特化した講習会」を開催し、電気技術者の学習を支援している。

(京都府から)

- ① CPD、CPDS(土木)については、業者学習会を開催する際、各建設業者に活用を推奨している。CPD(S)は、受講者(技術者)が学習し単位を取るものであるが、「技術者の負担が増す」との声も有り、建設業界によって賛否が分かれていると聞いている。

#### (7) 電気通信工事業の建設業許可について

(協会から)

- ① 電気“通信”工事施工管理技士が新設され、平成31年度から国家試験が実施される予定であるが、今後の許可申請や現場施工に関し注意すべき事について、現時点で判る範囲でお聞かせ願いたい。

(京都府から)

- ① 国(国土交通省)において、電気通信工事の技術者(監理技術者)確保策として、電気通信工事に対応した国家資格の新設が検討されており、平成29年の建設業法改正により国家資格(電気通信工事施工管理技士)が制定されたところである。今後の方針等については国の発表に注意願いたい。

なお、現時点では、電気通信工事業は指定建設業※ではなく、特定建設業許可を受けようとする場合、所定の資格または実務経験に加え「2年以上の指導監督的実務経験」が必要である。電気工事業とは取扱が異なる点に注意願いたい。

(補足)

※指定建設業…土木・建築・鋼構造物・電気・管・舗装・造園の7業種。

指定建設業の特定建設業許可を受けようとする場合、専任技術者は建設業法第15条の規定による1級国家資格者でなければならない。

#### (8) 電気工事業界の人材確保のために必要な施策について

(協会から)

- ① 若手技術者の採用と育成が急務であるが、中小企業が独自に採用活動に取り組むのは困難である。一方、府立・京都市立高校(技術系)で電気科等を履修している高校生の電気設備工事業界への就職が少なく、電気設備工事業者が学校を含む地域インフラの維持に関与していることについて学生等の認知度が低いこと(≒業界のPR不足)も判った。

このため、当協会が地元中小企業と高校生との橋渡し役となるべく、学生への体験機会の提供や学校等への広報を通じ、地元中小企業の「担い手確保」を支援する活動を強化することとしたので、発注部局からのご支援、助言を頂きたい。

- ② 施工現場での「週休二日制」の推進のために何が必要か、お聞かせ願いたい。

(京都府から)

- ① 若手の確保は建設業界共通の課題である。「学校や生徒に何を伝え」、「どのようにPRするのか」等を考える必要がある。協会への助言として、目標、時期、行動内容等の「計画」を整理(可視化)しておくことを勧めたい。  
他業種の例として、インターンシップ、求人フェアでの啓発、工事見学会等を実施し、生徒に対し建設業界の魅力を発信していると聞いている。
- ② 週休二日制については、発注要件に明記し適切な施工が出来るよう各事業者に求めている。週当たり施工日数の減少については、現在、国において「土日閉所を実施した場合の工事費の変動」の分析、研究が進められている旨聞いている。

(9) その他

(協会から)

- ① 設計図書の内容数量等に疑義を感じたとき、相談・契約変更等に柔軟に応じて頂きたい。
- ② 工期延長が生じた場合に実際に発生した増加経費の扱いについて、考えをお聞かせ願いたい。協会員からは、他工種の影響による工期延長により現場に配置した専任技術者(1級技術者)等が長期間拘束される事例があるが、「工期延長に伴い発生した現場経費の増額が認められない」「経費率を変更しても増加経費を賄えない例がある」との声が寄せられているので紹介する。

(京都府から)

- ① 平成29年にガイドラインを制定し、契約書の定めにより受発注者間で協議することとしている。監督員に申し出て頂きたい。
- ② 業界からの要望については、自治体に対しても、発注者連絡会議等の機会を通じ自治体担当者への周知に努めたい。一方で、受発注者共に、契約書等をしっかり理解したうえで協議することが必要である。

4. 閉会挨拶 京都電業協会 副会長 木下 博之